

# 売上高の増加法

格付けにおける売上高は、いかなる理由でも前期より増加させておくことがポイントです。

現在の経済状況では、現状の延長線上から売上を増加させることが非常に難しいため、前期より減少した場合は、その減少はどの原因によるものなのかの説明を融資先に求めてきます。

業界全体（景気）による減少なのか  
商品力や技術力の競争による結果の減少なのか  
営業力の結果による減少なのか

そして、銀行は「売上を回復させるための対策・対応をどのようにしているのか」をしっかりとチェックしますので、銀行への説明は経営者が口頭だけでなく、決算概況書などの資料を作成し、その資料を銀行に提出することがポイントです。

## 定款変更による“売上高”の増加法

損益計算書には、収益を示す勘定科目が売上高と雑収入の2つがあります。そして、売上高と雑収入の計上基準の違いは、定款の事業目的の記載内容に該当するかどうかによります。

定款の事業内容に該当するものが売上高になり、それ以外は営業外収益の雑収入になります。

そこで、営業外収益の雑収入を売上高に計上するために、定款の事業目的を変更することで売上高への計上が可能になり、格付けも有利になります。

営業外収益の雑収入で計上している可能性のあるものに下記の例などがあります。

家賃や地代（駐車場）収入などの「不動産賃貸料収入」  
顧客を紹介した場合の「紹介手数料収入」  
経営者の講演などによる「講師料収入」

経営者自身の目で、決算書の雑収入に計上されている内容を確認してみてください。

なお、定款の事業目的変更は法務局への登記が必要です。その際、司法書士などの専門家に依頼すると手数料が必要になりますが、法務局には無料相談コーナーがあり、ここを

利用して登記手続きを済ませることもできます。

この機会に、経理担当者が手続きできるようにしましょう。そうなれば、登録免許税だけで登記を完了させることができます。

さらに、登録免許税は収入印紙で納付しますので、金券ショップで収入印紙を購入することで、さらなる経費削減が図れます。

また、商業登記関係は、法令で司法書士と弁護士、公認会計士の業務であり、税理士が行うことはできませんので、依頼する場合は注意して下さい。